

国税が狙う「富裕層」基準

国税の資産課税強化のその照準

税制改正および国税の調査動向から、いわゆる富裕層を囲い込もうという傾向が顕著になっていることは、以前にもご案内しました。今回は、それに関する興味深い記事が今年9月3日の日本経済新聞に掲載されましたので、内容を確認してみましよう。

日経の記事によりますと、各税務署では「大口資産家」の資料を「継続2管理事案」として区分管理しているそうです。その基準は右のとおりです。

①の年間配当基準は一株配当5円として800万株以上で4,000万円 ②の所有株数基準は、東証一部上場企業の平均発行済株式数が約2億株ですから、800万株は4%超の株数となります。つまり上場企業の創業者一族などの大株主を想定しています。⑨の株式譲渡収入基準は、株式非上場会社および上場会社の創業家がM&Aで自社株を売却した場合が想定されます。売却した後の資金の行き先を見ているのでしょう。③の貸金1億円以上は、貸金業でもしていない限り、やはり同族企業もしくは同族親族への支援するオーナーが想定されます。

④の不動産所得1億円以上は、農地をアパートに転用した旧農家やアパート経営をしている土地持ち、⑥も先祖代々の土地を処分する土地長者が狙いと思われます。⑦の取得資産4億円以上も同じく、収益不動産への投資家が想定されます。⑩の海外取引については、海外への資産フライトを注視しているということでしょう。

⑧の相続資産5億円以上の基準ですが、平成25年度の国税庁の相続税統計資料によると、相続件数は3,023人と全体の6%にもかかわらず、納付税額では945,768百万円と62%にもなります。いかにこの層の担税力が重要かということです。

この中で一番多いとされるのが⑤所得1億円以上基準ですが、確定申告者のうち16,000人程度はいるようです。他の基準も合わせますと、少なくとも20,000人超は「大口資産家」として管理されていることになります。

各税務署では、確定申告書や財産債務の明細書、国外財産調書や、金融機関から報告される支払調書から対象者を抽出します。地方の署ではこれより低い金額でも、対象に抽出されているそうですが、7年一巡するよう個人課税部門と資産課税部門が連携して調査しているようです。

- ① 有価証券の年間配当 4,000 万円以上
- ② 所有株式 800 万株以上
- ③ 貸金の貸付元本 1 億円以上
- ④ 貸家などの不動産所得 1 億円以上
- ⑤ 所得合計額が 1 億円以上
- ⑥ 譲渡所得及び山林所得の収入金額 10 億円以上
- ⑦ 取得資産 4 億円以上
- ⑧ 相続などの取得財産 5 億円以上
- ⑨ 非上場株式の譲渡収入 10 億円以上、または上場株式の譲渡所得 1 億円以上かつ 45 歳以上の者
- ⑩ 継続的または大口の海外取引がある者、または①～⑨の該当者で海外取引がある者

相続税課税階級別 人員、課税価格、税額			
課税価格階級	被相続人の数	課税価格	納付税額
	人	百万円	百万円
1 億円以下	13,843	1,159,160	18,106
1 億円 超	25,959	3,590,247	167,983
2 億円 "	7,286	1,760,222	167,744
3 億円 "	4,310	1,631,218	237,081
5 億円 "	1,397	816,105	153,158
7 億円 "	822	676,122	150,493
10 億円 "	612	823,135	212,647
20 億円 "	95	220,576	64,181
30 億円 "	59	219,313	69,309
50 億円 "	13	76,647	21,319
70 億円 "	6	46,588	16,994
100 億円 "	19	605,920	257,667
合 計	54,421	11,625,252	1,536,683

平成25年国税庁発表資料